

目次	<p>平成元年法律第八十三号 貨物自動車運送事業法</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 一般貨物自動車運送事業（第三条—第三十四条）</p> <p>第三章 特定貨物自動車運送事業（第三十五条）</p> <p>第四章 貨物軽自動車運送事業（第三十六条・第三十七条）</p> <p>第五章 貨物利用運送事業者に関する特例（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第六章 民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進（第三十九条—第四十五条）</p> <p>第七章 指定試験機関等（第四十六条—第五十八条）</p> <p>第一節 指定試験機関（第四十六条—第五十一条）</p> <p>第二節 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等（第五十八条の二—第五十八条の十六）</p> <p>第八章 雜則（第五十九条—第六十九条）</p> <p>第九章 賞罰（第七十条—第八十二条）</p> <p>附則</p>
----	--

4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 営業所の名称及び位置、事業の用に供する

る。(以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくは

を使用して貨物を運送する事業をいう。
この法律において「自動車」とは、道路運送
車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第一
条第二項の自動車をいう。

自動車（以下「事業用自動車」という。）の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

その事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という）、許可を受けようとする者の親会社等が未だの所有する他の事業を運営する場合等が該当する。

は、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場（以下この項、第四条第二項及び第六条第四号において「事業場」という。）において集貨された貨物の仕分けを行い、集貨された貨物を積み合せて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分けを行うものであつて、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

この法律において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送をいふ。

この法律において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。

一 貨物自動車運送事業者（第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下この項、第十二条、第二十四条の五及び第三十七条において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者

二 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者から受け取る者（他人のために貨物を受け取る者を除き、その者に受け取らせる者を含む。）（前号に掲げる者を除く。）

三 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者に引き渡す者（他人のために貨物を引き渡す者を除き、その者に引き渡させる者を含む。）（第一号に掲げる者を除く。）

第二章 一般貨物自動車運送事業

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

前条の許可の申請をする者は、次の各号のいづれかに該当する場合にあつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画にそれぞれ当該各号に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 特別積合せ貨物運送を行おうとする場合
特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数その他国土交通省令で定める事項

二 貨物自動車利用運送を行おうとする場合
業務の範囲その他国土交通省令で定める事項

第一項の申請書には、事業用自動車の運行管理制度その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
(次格事由)

第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三条の許可をしてはならない。

一 許可を受けようとする者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第四項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるとかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であるとき。

三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者（許可を受けようとする者（法人に限

新事業者が権利の所有その他の事由を追してその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるものと同一の日から五年を経過しない者であるとき。

四 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の通知が到達した日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

五 許可を受けようとする者が、第六十条第四項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うとか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含

理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

三　その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

四　特別積合せ貨物運送に係るものにあっては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管

二　ため適切なものであること。
一　前号に掲げるもののほか、事業用自動車の
数、自動車庫の規模その他の国土交通省令
で定める事項に関する、その事業を継続して遂
行するために適切な計画を有するものである
こと。

第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
一 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性和他の輸送の安全を確保する

八　するものであるとき。
　　許可を受けようとする者が法人である場合において、その役員のうちに前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する場合においては、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するものであるとき。

第八条 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行なう場合には、事業計画に定めるところに従わなければならぬ。

第九条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることがで
きる。

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をし

6
一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定による緊急調整地域の指定又は第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合には、それぞれ、当該緊急調整地域における供給輸送力又は当該緊急調整区間に於ける特別積合せ貨物運送に係る供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

5 運送に限定してこれをしなければならない。
　　国土交通大臣は、第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊急調整区間において行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

4 整地域の指定がある場合において第三条の許可をするときは、当該許可に係る事業の範囲を当該緊急調整地域を発地又は着地としない貨物の

て特別積合せ貨物運送を行っている一般貨物自動車運送事業者の、相当部分について事業の継続が困難となり、かつ、当該特定の地域間における適正な特別積合せ貨物運送の実施が著しく困難となると認めるときは、当該特定の地域間を、期間を定めて緊急調整区間として指定することができる。

地域を發地又は着地とするものの相当部分について事業の継続が困難となると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

国土交通大臣は、特定の地域間において供給輸送力（特別積合せ貨物運送に係るものに限る。）が輸送需要量に対し著しく過剰となつている場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、専ら当該特定の地域間においてより貴重な物資を運び行つて、支障の

第十一條 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送料款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいうように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところに

3
が明確に定められているものであること。
国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

明確に定められているものであること。
三 前号の運賃及び料金の收受に関する事項について
は、国土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分して收受する旨

これは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。
一 荷主の正当な利益を害するおそれがないもの
二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般
貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が
明確である。

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
国土交通大臣は、前項の認可をしようとする大臣に届け出なければならない
(運送約款)

ようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。第六条の規定は、前項の認可について準用する。

書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該運送契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。
（輸送の安全性の向上）

の運送の委託をした者（その者に委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）をした者を含む。）が貨物自動車運送事業者である場合における当該第一種貨物利用運送事業者及び当該一般貨物自動車運送事業者が締結する運送契約については、適用しない。

第一項の運送契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該

号) 第七条第一項に規定する第
一種貨物利用運
送事業者をいう。(以下同じ。) が一般貨物自動
車運送事業者の行う貨物の運送(自動車を使用
しないで貨物の運送を行わせることを内容とす
る契約によるものを除く。) を利用する場合で
あつて、当該第一種貨物利用運送事業者に貨物

二 当該運送契約に運送以外の役務の提供が含まれる場合には、運送の役務以外の役務の内容及びその対価、三 その他国土交通省令で定める事項

(貨物利用運送事業法) 平成元年法律第八十二
前項の規定は、第一種貨物利用運送事業者

の通送を委託する者であつて、貨物自動車通送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。」及び一般貨物自動車通送事業者と定め、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、次に掲げる事項を書面に記載して相互に交付しなければならない。

一 輸送の役務の内容及びその対価

より、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行ふことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全に関する情報の公表)

第二十三条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十一条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全に関する情報の公表)

第二十三条の三 一般貨物自動車運送事業者は、

国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する情報を公表しなければならない。(他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置)

自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しない）について、自動車の一般貨物自動車運送事業者によるものと、自動車の一般貨物自動車運送事業者によらないものとを区分する。前者は、自動車の一般貨物自動車運送事業者によるものと、後者は、自動車の一般貨物自動車運送事業者によらないものである。

（次条及び第二十四条の三において「健全化措置」という。）を講ずるよう努めなければなら
ない。

二 その利用する運送に要する費用の概算額を
把握した上で、当該概算額を勘案して利用の
申込みをすること。

二 自らが引き受けた貨物の運送について荷主
が提示する運賃又は料金が前号に規定する概
算額を下回る場合にあつては、当該荷主に対
し、運賃又は料金について交渉をしたい旨を

三 当該他の一般貨物自動車運送事業者が更に申し出ること。

他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に關し二以上の段階にわたる委託の制限その他の条件を付すること。

四 その他一般貨物自動車運送事業の健全な運営の確保に資するためのものとして国土交通省令で定める措置

けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるもの）を利用するときは、国土交通

他の貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車専用道路を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるもの）を利用するときは、当該他の貨物自動車運送事業者に対する通知し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、前項の規定による通知を受けていない場合その他これらのこと項を知ることができない場合は、この限りでない。

一　当該貨物の運送に係る記載事項

二　当該他の貨物自動車運送事業者の請負階層

（当該他の貨物自動車運送事業者が引き受けた場合）

2 國土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の基準を遵守していないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第二十六條 一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において經營させてはならない。
（輸送の安全に関する業務の管理の受委託）
第二十九条 事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

その認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対しても一般貨物自動車運送事業の許可是、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第五条及び第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第三条の許可に基づく権利義務を承継する。
(事業の休止及び廃止)

第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その

(当該他の貨物自動車運送事業者が引き受けた貨物の運送に関して締結された運送契約のうち、真荷主との運送契約の後に締結された運送契約の数をいう。)

2 一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

行うのに適している者でないと認める場合を除き、前項の許可をしなければならない。
(事業の譲渡及び譲受け等)

事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

三 その他国土交通省令で定める事項
貨物自動車運送事業者は、他の貨物自動車運送事業者から貨物の運送を引き受け、第三項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）又は前項（同条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に

3 4 一般貨物自動車運送事業者は特定の荷主に對し、不当な差別的取扱いをしてはならない。國土交通大臣は、前三項に規定する行為がちどりのときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第三十条 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び
譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ
ば、その効力を生じない。

第三十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことをできる。

による通知を受け、かつ、その引き受けた貨物の運送について実運送を行うときは、当該通知に係る元請事業者に対し、当該実運送に係る貨物の真荷主ごとに、第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

○ 真荷主は、貨物の運送を委託した元請事業者

第二十七条 (事業計画の命令) 一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることとする。

自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合においては、一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないとときは、この限りでない。

又は第三条の許可を取引の法律すことづてできる。この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれに基く処分若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十一条若しくは第六十九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第一項の実運送体制管理簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の実運送体制管理簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

一 第一項の実運送体制管理簿が書面をもつて作成されることがある。次に掲げる請求をすることができる。

二 運送約款を変更すること。
三 自動車その他の輸送施設に關し改善措置を講ずること。
四 貨物の運送に關し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事實があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

4 3 第五条及び第六条の規定は、前二項の認可について準用する。

二 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当するに至つたとき。

(事業の適確な遂行)

六 前各号に掲げるもののほか、荷主の利便を害して、ある事実がある場合、その他の事業の箇正こと。

第三十一條（相続）

2 を受けるべきことを命ずることができる。

一 事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）等
三 捩ける事項に関する国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

た場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人は、

3 前項の規定により自動車登録番号標（次項にしたときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、輸送の安全に係る事項以外の事項であつてその事業を適確に遂行するため必要なもの

第二十一条 一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。い。

の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き継ぎ經營しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

規定する自動車に係るもの(除く)の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

第一項の申請（同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用的停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

第三章 特定貨物自動車運送事業

第三十五条 特定貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- 4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 5 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 6 前号に掲げるもののほか、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関する緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可について、同条第六項の規定は当該緊急調整地域の指定がある場合における特定貨物自動車運送事業者について準用する。
- 7 第九条、第十三条、第十四条、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第二十条第二項及び第三項、第二十二条から第二十四条の三まで、第二十四条の四第三項及び第四項、第二十条第五項から第四項まで及び第六項、第

二十五条、第二十八条並びに第三十条から第三十三条までの規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十五条第五項及び第二十条第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十四条の四第一項及び第二項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運送利用管理者について、第二十九条の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について、第三十五条第三項及び第三十一条第三項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

第四章 貨物軽自動車運送事業

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

第二項 第十二条、第十三条、第十五条第一項から第四項まで、第二十二条から第二十三条の二まで、第二十四条の五第四項、第二十五条、第二十六条第一項及び第三十三条（第一号に係る部分に限る）分に限る。）の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十五条第五項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転有するものであること。

三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第七条第四項の規定は同条第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可について、同条第六項の規定は当該緊急調整地域の指定がある場合における特定貨物自動車運送事業者について準用する。

二 前号に掲げるものは、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

三 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。

四 第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第七条第四項の規定は同条第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可について、同条第六項の規定は当該緊急調整地域の指定がある場合における特定貨物自動車運送事業者について準用する。

6 第九条、第十三条、第十四条、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第二十条第二項及び第三項、第二十二条から第二十四条の三まで、第二十四条の四第三項及び第四項、第二十条第五項から第四項まで及び第六項、第

二十五年、第二十八条並びに第三十条から第三十三条までの規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十五条第五項及び第二十条第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十四条の四第一項及び第二項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運送利用管理者について、第二十九条の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について、第三十五条第三項及び第三十一条第三項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

第五章 貨物利用運送事業

第三十七条 第二十四条及び第二十四条の五第四項及び第五項の規定は、第一種貨物利用運送事業者を受けた者（以下「登録貨物軽自動車安全管理管理者定期講習機関」という。）が実施する同項に規定する貨物軽自動車安全管理管理者定期講習を受けさせなければならない。

第六章 貨物軽自動車運送事業者に関する特例

第三十六条の二 貨物軽自動車運送事業者（四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。）の運送の委託をした者（その者に相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該貨物軽自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、被相続人の死亡後三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第七章 貨物軽自動車安全管理者定期講習

第一項前段の規定による届出後、速やかに、営業所ごとに、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、貨物軽自動車安全管理者一人を選任しなければならない。

一 第五十八条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録貨物軽自動車安全管理者講習機関」という。）が実施する同条に規定する貨物軽自動車安全管理者講習を受けた者（以下「登録貨物軽自動車安全管理者」といふ。）

二 前号に規定する貨物軽自動車安全管理者講習を修了し、かつ第三項に規定する貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任の日前二年内に修了した者

三 当該貨物軽自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を

の貨物自動車運送事業者」とあるのは、「第一種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

第二十四条の五第四項及び第五項の規定は、第一種貨物利用運送事業者に貨物の運送の委託をした者(その者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む)をした者を含む)が貨物自動車運送事業者である場合において、当該第一種貨物利用運送事業者が当該貨物の運送について特定貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く)を利用して場合について準用する。この場合において、同条第四項中「一般貨物自動車運送事業者(元請事業者を除く。)」とあるのは、「第一種貨物利用運送事業者」と、「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは、「特定貨物自動車運送事業者」と、同条第五項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは、「第一種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

(第一種貨物利用運送事業者に関する特例)

第三十七条の二 第八条から第十一条まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定又は第三十五条第六項において準用する第九条、第二十八条及び第三十二条の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が経営する貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項の許可に係る同法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業(同項に規定する貨物の集配(以下この条において「貨物の集配」という。)に係る部分に限る。)については、適用しない。

2 貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項の許可(以下この条において「第二種貨物利用運送事業許可」という。)を受けた者であつて当該第二種貨物利用運送事業許可(当該事業に係る同法第二十五条第一項又は第四十六条第一項の認可を含む。以下この条において同じ。)の申請の時において同法第二十三条第五号に規定する者は該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

3 第十三条、第十四条、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第二十二条第二項及び第三项、第二十一条から第二十三条の三まで、第二十五条、第三十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十条第一項、第四項、第六項

及び第七項の規定は前項の規定により第三条又是第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業者許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十五条第五項及び第二十条第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

2 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理することができる」と読み替えるものとする。

(第二種貨物利用運送事業者に関する特例)

第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘査して国土交通大臣が定める区域(以下この章において單に「区域」という。)に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定することができる。

2 地方実施機関は、前項の規定による区域に「区域」という。に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定するときは、当該申請について必要があると認めるときは、当該申請の対象となつた貨物自動車運送事業者に對し、該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申請の対象となつた貨物自動車運送事業者に對し、該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

3 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から出を求めることができる。

(苦情の解決)

第三十九条の二 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解説の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に對し、該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるなければならない。

(苦情の解決)

第三十九条の三 地方実施機関は、前条の規定によるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

4 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(苦情の解決)

第四十条 国土交通大臣は、地方実施機関の地方適正化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、地方実施機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

5 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(苦情の解決)

第四十一条 国土交通大臣は、地方実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、第三十八条第一項の指定を取り消すことができる。

6 国土交通大臣は、前項の規定により第三十八条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(改善の命令)

第四十二条 第三十八条第一項の指定の手続その他地方実施機関に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 地方実施機関は、第一項の規定による調査の結果、当該申出の対象となつた荷主の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第四十三条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行なうことができる

と認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)と

し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者(以下「貨物自動車運送事業者」という。)に対する指導を行うこと。

(法律第五十一条の規定により意見を述べるに當たつて参考すべきものであること)

二 貨物自動車運送事業者(特定第二種貨物利

用運送事業者を含む。)以外の者の貨物自動

車運送事業を經營する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送

事業に関する秩序の確立に資するための啓發活動

及び広報活動を行うこと。

四 貨物自動車運送事業は、貨物自動車運

送事業者又は荷主からの苦情を処理するこ

とができる」と読み替えるものとする。

五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動

車運送事業者への通知その他国土交通大臣が

この法律及び物資の流通の効率化に関する法

律の施行のためにする措置に對して協力する

こと。

六 國土交通大臣は、前項の規定による通知に係る荷主の行為が私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

(説明又は資料提出の請求)

二 國土交通大臣が物資の流通の効率化に関す

る法律第五十一条の規定により意見を述べる

に當たつて参考すべきものであること)

一 國土交通大臣は、前項の規定による通知に係

る荷主の行為が私的の独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四

号)第二条第九項に規定する不公正な取引方法

に該当する事実があると思料するときは、公正

取引委員会に対し、その事実を通知するものと

する。

(事業)	<p>第四十四条 全国実施機関は、次に掲げる事業（以下「全国適正化事業」という。）を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地方適正化事業の円滑な実施を図るための基本的な指針を策定すること。 二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。 三 地方実施機関の業務に従事する者に対する研修を行うこと。 四 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。 <p>（準用規定）</p>
(第三十八条第二項及び第四十条から第四十二条までの規定)	<p>第四十五条 第三十八条第二項及び第四十条から第四十二条までの規定は、全国実施機関について準用する。この場合において、第三十八条第二項中「所在地並びに当該指定に係る区域」とあるのは「所在地」と、第四十条中「地方適正化事業」とあるのは「全国適正化事業」と読み替えるものとする。</p>

(指定試験機関の指定等)	<p>第四十六条 国土交通大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、運行管理者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。 2 指定試験機関は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。 3 国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の指定が次に掲げる基準に適合していると認めるときには、試験事務を行わないものとする。 <p>（指定の基準）</p>
(第一節 指定試験機関)	<p>第四十七条 指定試験機関</p>

(第二号に該当する者)	<p>イ 第二号に該当する者</p> <p>ロ 第五十一条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者</p> <p>（指定の公示等）</p>
(国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。)	<p>第四十八条 国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。</p>
(試験員)	<p>（試験員）</p>
(第三十九条)	<p>第四十九条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、運行管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。</p>
(帳簿の備付け等)	<p>（帳簿の備付け等）</p>

(監督命令)	<p>（役員等の選任及び解任）</p>
(第五十一条)	<p>第五十一条 指定試験機関の試験事務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受ければなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>（役員等の選任及び解任）</p>
(第五十二条)	<p>（第五十二条）</p>
(第五十三条)	<p>第五十三条 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
(第五十四条)	<p>（第五十四条）</p>
(第五十五条)	<p>第五十五条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>（業務の休廃止）</p>
(第五十六条)	<p>第五十六条 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。</p>

第二節 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等

(登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録)
する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行つて、当該自動車の運行の安全の確保に関する知識を習得させるための講習(以下「貨物軽自動車運送事業の用に供する事務(以下この節において「講習事務」という。)」を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)
第五十八条の二 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する知識を習得させるための講習(以下「貨物軽自動車安全管理者講習」という。)を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

第五十八条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る貨物軽自動車安全管理者講習について、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、次の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者に講義を行わせるものであるときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に閑して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 十八歳以上であること。

二 過去二年間に第三項第三号に規定する講習

事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行

を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

三 運行管理者資格者証の交付を受けている者であつて、一年以上運行管理者として職務を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

前条の登録は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してす

一 登録年月日及び登録番号

二 貨物軽自動車安全管理者講習を行ふ者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 貨物軽自動車安全管理者講習の実施に関する事務(以下この節において「講習事務」という。)を行ふ事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第五十八条の四 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、前条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録事項の変更の届出)

第五十八条の五 第五十八条の二の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 第五十八条の二及び第五十八条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第五十八条の六 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、公正に、かつ、第五十八条の三第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

第五十八条の七 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程(次項において「講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第五十八条の八 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、講習事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。(帳簿の備付け等)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十八条の九 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

二 貨物軽自動車安全管理者講習機関は、登録貨物軽自動車安全管理者講習の受講を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の業務時間内には、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第五十八条の十 国土交通大臣は、貨物軽自動車安全管理者講習が第五十八条の三第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十八条の十一 国土交通大臣は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が第五十八条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し、同条の規定による貨物軽自動車安全管理者講習を行なうべきこと又は講習事務の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(講習事務の休廃止)

第五十八条の十二 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第五十八条の十三 国土交通大臣は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 第五十八条の二の規定による届出があつたとき。

二 第五十八条の四の規定による届出があつたとき。

三 第五十八条の十二の規定による届出があつたとき。

四 第五十八条の三の規定による届出があつたとき。

五 第五十八条の九の規定による届出があつたとき。

六 第五十八条の十の規定による届出があつたとき。

七 第五十八条の十一の規定による届出があつたとき。

八 第五十八条の十二の規定による届出があつたとき。

九 第五十八条の十三の規定による届出があつたとき。

照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

二 第五十八条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第五十八条の四、第五十八条の七、第五十八条の八、第五十八条の九第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十八条の十又は第五十八条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十八条の二の登録を受けたとき。

六 正當な理由がなく、第五十八条の九第二項各号の請求を拒んだとき。

七 第五十八条の四、第五十八条の七、第五十八条の八、第五十八条の九第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

八 第五十八条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に關する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関がいなないとき。

二 第五十八条の十二の規定による講習事務に關する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し講習事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が、災その他の事由により講習事務に關する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

五 国土交通大臣が前項の規定により講習事務に關する業務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

かに該当するときは、第五十八条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十八条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十八条の四、第五十八条の七、第五十八条の八、第五十八条の九第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

三 第五十八条の十又は第五十八条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第五十八条の十又は第五十八条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十八条の二の登録を受けたとき。

六 正當な理由がなく、第五十八条の九第二項各号の請求を拒んだとき。

七 第五十八条の四、第五十八条の七、第五十八条の八、第五十八条の九第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

八 第五十八条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に關する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が、災その他の事由により講習事務に關する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

二 第五十八条の十二の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し講習事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 前条の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し講習事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が、災その他の事由により講習事務に關する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

五 国土交通大臣が前項の規定により講習事務に關する業務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

四 第五十八条の十三の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。
 (登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関)
第五十八条の十六 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識を習得させるための講習(以下「貨物軽自動車安全管理者定期講習」という。)を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第五十八条の三から前条までの規定は、前項の登録、貨物軽自動車安全管理者定期講習及び登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関に関する事務について準用する。

度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(第五十九条 (許可等の条件))

度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

8 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものでなければならぬ。

(報告の徴収及び立入検査)

9 第六十一条 (国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十四条第二項第一号(第三十五条第六項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るもの)を適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

(手数料)

10 第六十二条 (次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあっては、当該指定試験機関)に納めなければならない。

11 一 運行管理者試験を受けようとする者

2 二 運行管理者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者

3 三 貨物軽自動車安全管理者講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

4 四 貨物軽自動車安全管理者定期講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

5 五 指定試験機関 試験事務

6 六 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関 貨物軽自動車安全管理者講習の実施に関する事務

7 七 手数料は、当該指定試験機関の收入とする。

四 第五十八条の十三の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

5 貨物軽自動車安全管理者定期講習の実施に関する事務

6 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

8 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

9 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

10 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

11 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

12 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

13 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等、指

定試験機関、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ(荷主への勧告)ことができる。

14 國土交通大臣は、貨物自動車運送事業者の処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。

15 國土交通大臣は、行政

16 この場合において、国土交通大臣は、行政

17 不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第

18 二十一条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

19 (標準運賃及び標準料金)

20 第六十三条 (国土交通大臣は、特定の地域(特別

21 積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあつては、特定の地域間。以下この項において同じ。)

22 において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不

23 均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合に

24 において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事

業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、

25 一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下に

26 おける適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定め

27 ることができる。

28 (認めるときは、当該特定の地域を指定して、荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該貨物自動車運送事業者に対する命令又

29 是処分のみによっては当該違反行為の再発を防

30 止することができる。

31 当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防

32 止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告を

33 することができる。

34 國土交通大臣は、前項の規定による勧告を

35 されることは、あらかじめ、当該勧告の対象となる

36 荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならぬ。

37 國土交通大臣は、第一項の規定による勧告を

38 されたときは、その旨を公表するものとする。

39 (経過措置)

40 國土交通大臣は、第一項の規定による勧告を

41 したときは、その旨を公表するものとする。

42 地方運輸局長に委任するところにより、

43 地方運輸局長に委任するところにより、

44 地方運輸局長に委任するところにより、

45 地方運輸局長に委任するところにより、

46 地方運輸局長に委任するところにより、

47 地方運輸局長に委任するところにより、

48 地方運輸局長に委任するところにより、

49 地方運輸局長に委任するところにより、

50 地方運輸局長に委任するところにより、

51 地方運輸局長に委任するところにより、

52 地方運輸局長に委任するところにより、

53 地方運輸局長に委任するところにより、

54 地方運輸局長に委任するところにより、

55 地方運輸局長に委任するところにより、

56 地方運輸局長に委任するところにより、

57 地方運輸局長に委任するところにより、

58 地方運輸局長に委任するところにより、

59 地方運輸局長に委任するところにより、

60 地方運輸局長に委任するところにより、

61 地方運輸局長に委任するところにより、

62 地方運輸局長に委任するところにより、

63 地方運輸局長に委任するところにより、

64 地方運輸局長に委任するところにより、

65 地方運輸局長に委任するところにより、

66 地方運輸局長に委任するところにより、

67 地方運輸局長に委任するところにより、

68 地方運輸局長に委任するところにより、

69 地方運輸局長に委任するところにより、

70 地方運輸局長に委任するところにより、

71 地方運輸局長に委任するところにより、

72 地方運輸局長に委任するところにより、

73 地方運輸局長に委任するところにより、

74 地方運輸局長に委任するところにより、

75 地方運輸局長に委任するところにより、

76 地方運輸局長に委任するところにより、

77 地方運輸局長に委任するところにより、

78 地方運輸局長に委任するところにより、

79 地方運輸局長に委任するところにより、

80 地方運輸局長に委任するところにより、

81 地方運輸局長に委任するところにより、

82 地方運輸局長に委任するところにより、

83 地方運輸局長に委任するところにより、

84 地方運輸局長に委任するところにより、

85 地方運輸局長に委任するところにより、

86 地方運輸局長に委任するところにより、

87 地方運輸局長に委任するところにより、

88 地方運輸局長に委任するところにより、

89 地方運輸局長に委任するところにより、

90 地方運輸局長に委任するところにより、

91 地方運輸局長に委任するところにより、

92 地方運輸局長に委任するところにより、

93 地方運輸局長に委任するところにより、

94 地方運輸局長に委任するところにより、

95 地方運輸局長に委任するところにより、

96 地方運輸局長に委任するところにより、

97 地方運輸局長に委任するところにより、

98 地方運輸局長に委任するところにより、

99 地方運輸局長に委任するところにより、

100 地方運輸局長に委任するところにより、

101 地方運輸局長に委任するところにより、

102 地方運輸局長に委任するところにより、

103 地方運輸局長に委任するところにより、

104 地方運輸局長に委任するところにより、

105 地方運輸局長に委任するところにより、

106 地方運輸局長に委任するところにより、

107 地方運輸局長に委任するところにより、

108 地方運輸局長に委任するところにより、

109 地方運輸局長に委任するところにより、

110 地方運輸局長に委任するところにより、

111 地方運輸局長に委任するところにより、

112 地方運輸局長に委任するところにより、

113 地方運輸局長に委任するところにより、

114 地方運輸局長に委任するところにより、

115 地方運輸局長に委任するところにより、

116 地方運輸局長に委任するところにより、

117 地方運輸局長に委任するところにより、

118 地方運輸局長に委任するところにより、

119 地方運輸局長に委任するところにより、

120 地方運輸局長に委任するところにより、

121 地方運輸局長に委任するところにより、

122 地方運輸局長に委任するところにより、

123 地方運輸局長に委任するところにより、

124 地方運輸局長に委任するところにより、

125 地方運輸局長に委任するところにより、

126 地方運輸局長に委任するところにより、

127 地方運輸局長に委任するところにより、

128 地方運輸局長に委任するところにより、

129 地方運輸局長に委任するところにより、

130 地方運輸局長に委任するところにより、

131 地方運輸局長に委任するところにより、

132 地方運輸局長に委任するところにより、

133 地方運輸局長に委任するところにより、

134 地方運輸局長に委任するところにより、

135 地方運輸局長に委任するところにより、

136 地方運輸局長に委任するところにより、

137 地方運輸局長に委任するところにより、

138 地方運輸局長に委任するところにより、

139 地方運輸局長に委任するところにより、

140 地方運輸局長に委任するところにより、

141 地方運輸局長に委任するところにより、

142 地方運輸局長に委任するところにより、

143 地方運輸局長に委任するところにより、

144 地方運輸局長に委任するところにより、

145 地方運輸局長に委任するところにより、

146 地方運輸局長に委任するところにより、

147 地方運輸局長に委任するところにより、

148 地方運輸局長に委任するところにより、

149 地方運輸局長に委任するところにより、

150 地方運輸局長に委任するところにより、

151 地方運輸局長に委任するところにより、

152 地方運輸局長に委任するところにより、

153 地方運輸局長に委任するところにより、

154 地方運輸局長に委任するところにより、

155 地方運輸局長に委任するところにより、

156 地方運輸局長に委任するところにより、

157 地方運輸局長に委任するところにより、

158 地方運輸局長に委任するところにより、

159 地方運輸局長に委任するところにより、

「流通業務総合効率化促進法第四条第一項」を「物資流通効率化法第六条第一項」に改める部分を除く。) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(実運送体制管理簿の作成等に関する経過措置)

第二条 第四条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法(以下この条及び附則第四条において「新貨物自動車法」という。)第二十四条の五第一項(新貨物自動車法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者がこの法律の施行の日(次条及び附則第十五条において「施行日」という。)以後に他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用した場合について適用する。

(特定貨物自動車運送事業者に係る権利義務の承継に関する経過措置)

第三条 施行日前に貨物自動車運送事業法第五条第一項の許可を受けた者(以下この条において「施行日前許可事業者」という。)が当該許可に係る特定貨物自動車運送事業を施行日前に譲渡した場合又は施行日前許可事業者について施行日前に合併、分割若しくは相続があつた場合における施行日前許可事業者に係る同項の許可に基づく権利義務の承継については、なお従前の例による。

(貨物軽自動車安全管理者を選任等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際に貨物軽自動車運送事業を經營している者についての新貨物自動車法第三十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条第一項前段の規定による届出後」とあるのは「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和六年法律第二十号)」の施行の日後」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、この限りでない」とする。

(登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等の罰則に関する経過措置)

第五条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条にお

いて「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける第三条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第七十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。